

4 / 21日は

中野区議会議員選挙の投票日です

明るい選挙
イメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」 ▶



立候補予定者説明会

区選挙管理委員会／9階
☎(3228)5541 FAX(3228)5687

4月21日(日)に行う中野区議会議員選挙に立候補を予定している方を対象に、説明会を開催します。
立候補を予定している方は、事前に電話で区選挙管理委員会へ申し込みの上、必ず出席してください。
☆立候補予定者1人につき2人まで出席可

日時

3月2日(土)
午後2時から

内容

立候補届け出の手続き、
選挙運動など

会場

区役所7階会議室



若者を狙った悪質商法にご注意を

消費生活センター／1階
☎(3389)1191 FAX(3389)1199

☆相談専用電話 ☎(3389)1196
(平日午前9時半～午後4時)

成人になったばかりの若者を狙った、悪質な業者によるSNSを通じた契約トラブルが起きています。
消費者金融での借入れを求められたり、個人情報悪用されたりする事例も。

事例1

SNSで知り合った人に「簡単にもうかる」と言われ、投資ソフトの購入を60万円で勧められた。お金がないと断ったが、「消費者金融で借りればいい」と言われ、指示どおり年取や借りる目的を偽って借りてしまった。人を勧誘すれば8万円もらえると聞いていたが、説明と異なり簡単にはもうからなかった。



事例2

「送られてきた荷物を指定された住所に転送するだけで、1回数千円の報酬がもらえる」というアルバイト情報をSNSで見つて、運転免許証や健康保険証の画像などを相手に送った。すると、個人情報を悪用され、スマートフォンや健康食品、化粧品等を契約されてしまい、携帯電話会社や通信販売会社等から高額な料金を請求された。



「契約はしない」とはっきり断りましょう

うまい話を持ちかけられたり、判断に迷うようなことを言われたりした場合は、いったんその場を離れて冷静になることが大切です。不必要な契約は勇気を出してきっぱりと断りましょう。

お金がないと断っても、クレジット契約や借金を勧められることがあります。断るときは「契約はしない」とはっきり伝えましょう。

3月11日(月)・12日(火) 消費者被害特別相談「若者のトラブル110番」

SNSなどの情報が基になる契約トラブルが増えています。
不安な点を消費生活相談員に電話で相談できます。

対象

区内在住・
在勤・在学の方

時間

午前9時半～午後4時

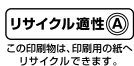
相談専用電話

☎(3389)1196

世帯と人口 2月1日現在。()内は前月比

住民基本台帳	世帯数	人口(人)			合計	次予告 〈特集〉 平成31年度 区長施政方針・予算案
		男	女	小計		
日本人	190,007 ※ (2減)	157,530 (59増)	154,864 (3増)	312,394 (62増)	331,738 (80増)	
外国人	14,583 (21減)	9,916 (9増)	9,428 (9増)	19,344 (18増)		

※日本人と外国人の混合世帯 2,029 を含む



日本製紙「リサイクル上質70」を使用しています。この紙の古紙パルプ配合率については、製紙会社の出庫証明書により、確認済みです。

☆区内各家庭の郵便受けなどに配布しています。
情報活用後は、資源として古紙の集団回収へ